

開成町都市計画道路の見直し(案)公表

見直しの考え方

見直しの対象とした路線は、長期間、未整備の4路線です。まず、路線としての機能や役割を整理しました。そのうえで、都市計画道路や県道などの交差や道路整備状況を踏まえ、地域の街づくりとの整合、防災機能の確保、他事業との整合、代替路線の可能性などを検証した結果、3路線を存続し、1路線を廃止としました。

現在、町の都市計画道路の約6割が整備済み又は整備中ですが、少子・高齢化などの社会情勢の変化により、都市計画道路の見直しが必要となっています。町では、県が策定したガイドラインを基に、長期間、未整備の都市計画道路について見直しました。

街づくり推進課 ☎84-0321

- ### これまでの経過と今後の予定
- 平成26年1月 開成町都市計画道路の見直し(素案)を決定
 - 2月14日(金)~3月20日(木) 意見募集
 - 3月14日(金) 説明会開催
 - 今後の予定
今回の見直し(案)により廃止が決定した路線は、都市計画法に基づく手続きを進めます。

①山北開成小田原線【存続】

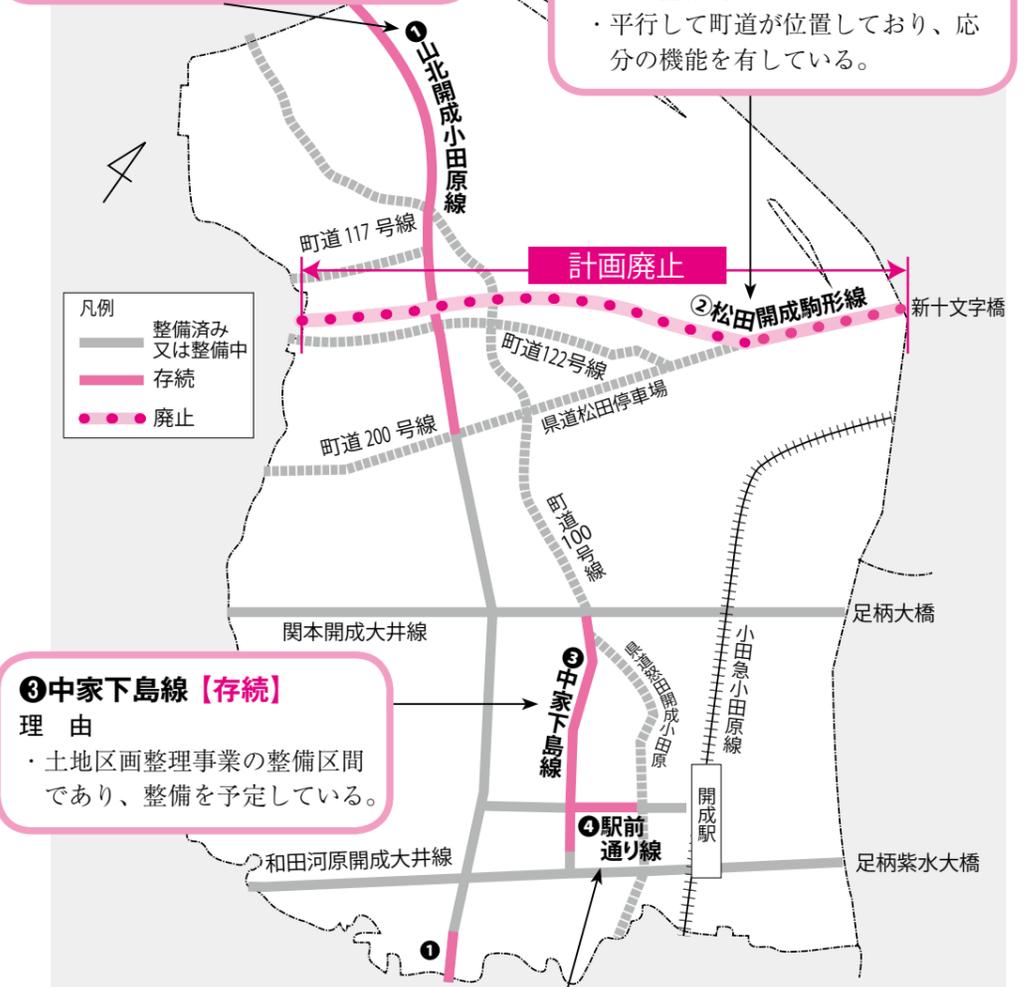
理由

- 町の南北の骨格となる唯一の都市計画道路である。
- 県西地域の広域計画で、広域幹線道路として位置づけがある。
- 観光拠点の「あしがり郷瀬戸屋敷」へのアクセス性向上が期待される。

②松田開成駒形線【廃止】

理由

- 観光拠点の「あじさいの里」を横断することとなり、影響が懸念される。
- 未整備・未着手の区間があり、当面の整備計画もない。
- 平行して町道が位置しており、応分の機能を有している。



③中家下島線【存続】

理由

- 土地区画整理事業の整備区間であり、整備を予定している。

④駅前通り線【存続】

理由

- 駅前と新市街地を結ぶための重要な都市計画道路である。
- 前後区間が、整備済み及び事業中であり、路線全体の道路機能を発揮させる必要がある。

後期高齢者医療保険 平成26・27年度の保険料率が変わります

☎ 保険健康課 ☎84-0324

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の方が被保険者となる高齢者のための医療制度です。この制度では、高齢者の医療費の財源について、9割を公費(国・県・市町村負担金)と他の医療保険からの支援金(0歳~74歳までの方の保険料)で賄い、残りの約1割を被保険者の保険料で賄っています。神奈川県後期高齢者医療広域連合では、制度の安定した財政運営を図るため、医療給付費の見込みなどに基づいて2年ごとに保険料の計算の基礎となる保険料率の見直しを行っています。

保険料率見直しの考え方

今回は、高齢化の進展による被保険者の増加や一人あたりの医療費の上昇などにより、医療給付費が年6%程度増える見込みです。このため、保険料率の上昇は避けられない状況ですが、神奈川県後期高齢者医療広域連合では、消費税率引き上げや年金支給額減額の影響を考慮し、中低所得

者の負担を軽減するため、保険料率の急激な上昇を抑制する取り組みを実施して、保険料率を見直しました。

平成26・27年度の保険料率(均等割額、所得割率)は下表のとおりです。

平成26・27年度の保険料率

	H26・27年度	H24・25年度	差引(増減)	3.6%増
均等割額(円)	42,580円	41,099円	1,481円増	
所得割率(%)	8.30%	8.01%	0.29ポイント増	
厚生年金の平均的な年金額受給者の年間保険料額(年収201万円・単身世帯) *均等割額と所得割額の軽減が適用されています。	53,980円	52,100円	1,880円増	

保険料の計算の仕組み

保険料は、被保険者一人ずつ算出します。被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

また、所得等の条件によっては軽減措置があり、平成26年度から均等割額の5割・2割軽減制度の対象者が拡大します。年間保険料の限度額は、55万円から57万円に変更されます。

被保険者の方には

7月中旬に送付する「平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」で、保険料額をお知らせします。通知をご覧ください。

均等割額 42,580円 + 所得割額 (前年の総所得金額などから基礎控除33万円を控除した額) × 8.30% = 年間保険料額 ※限度額：57万円

被保険者証(保険証)の更新のお知らせ

現在、お使いの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日からお使いいただく新しい保険証は、7月下旬に書留で郵送します。